

市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

現 行	改 正 後
目次 第 1 章～第 6 章 （略） <u>第 7 章 本市の区域の外にある事業所の特例（第 9 3 条）</u> 附則 第 3 章 指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則 第 4 条 （略） 2 （略） — — 第 2 款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 （従業者の員数） 第 9 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第 1 1 2 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第 7 3 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第 1 項において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第 1 3 1 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第 1 項及び第 4 6 条第 6 項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人	目次 第 1 章～第 6 章 （略） <u>第 7 章 書面の作成等に関する特例（第 9 3 条）</u> <u>第 8 章 本市の区域の外にある事業所の特例（第 9 4 条）</u> 附則 第 3 章 指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則 第 4 条 （略） 2 （略） <u>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> 第 2 款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 （従業者の員数） 第 9 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第 1 1 2 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第 7 3 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第 1 項において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第 1 3 1 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第 1 項及び第 4 6 条第 6 項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人

現 行	改 正 後
福祉施設（指定地域密着型サービス基準 条例第１５３条第１項に規定する指定地 域密着型介護老人福祉施設をいう。次条 第１項及び第４６条第６項において同 じ。）の食堂若しくは共同生活室におい て、これらの事業所又は施設__の利用者、 入居者又は入所者とともに行う指定介護 予防認知症対応型通所介護（以下「共用 型指定介護予防認知症対応型通所介護」 という。）の事業を行う者（以下「共用型 指定介護予防認知症対応型通所介護事業 者」という。）が当該事業を行う事業所（以 下「共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所」という。）に置くべき従業 者の員数は、当該利用者、当該入居者又 は当該入所者の数と当該共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護の利用者（当 該共用型指定介護予防認知症対応型通所 介護事業者が共用型指定認知症対応型通 所介護事業者（指定地域密着型サービス 基準条例第６６条第１項に規定する共用 型指定認知症対応型通所介護事業者をい う。以下同じ。）の指定を併せて受け、か っ、共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護の事業と共用型指定認知症対応型 通所介護（同項に規定する共用型指定認 知症対応型通所介護をいう。以下同じ。） の事業とが同一の事業所において一体的 に運営されている場合にあつては、当該 事業所における共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護又は共用型指定認知症 対応型通所介護の利用者。次条において 同じ。）の数を合計した数について、第７ ３条又は指定地域密着型サービス基準条 例第　　１１２条、第１３２条若しくは 第１５４条若しくは指定地域密着型サー ビスの事業の人員、設備及び運営に関す る基準（平成１８年厚生労働省令第３４ 号）第１３１条の規定を満たすために必 要な数以上とする。	福祉施設（指定地域密着型サービス基準 条例第１５３条第１項に規定する指定地 域密着型介護老人福祉施設をいう。次条 第１項及び第４６条第６項において同 じ。）の食堂若しくは共同生活室におい て、これらの事業所又は施設<u>（第１１条 第１項において「本体事業所等」という。）</u> の利用者、入居者又は入所者とともに行 う指定介護予防認知症対応型通所介護 （以下「共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護」という。）の事業を行う者（以 下「共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者」という。）が当該事業を行 う事業所（以下「共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護事業所」という。）に 置くべき従業員の員数は、当該利用者、 当該入居者又は当該入所者の数と当該共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護 の利用者（当該共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護事業者が共用型指定認 知症対応型通所介護事業者（指定地域密 着型サービス基準条例第６６条第１項に 規定する共用型指定認知症対応型通所介 護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併 せて受け、かつ、共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護の事業と共用型指定 認知症対応型通所介護（同項に規定する 共用型指定認知症対応型通所介護をい う。以下同じ。）の事業とが同一の事業所 において一体的に運営されている場合に あつては、当該事業所における共用型指 定介護予防認知症対応型通所介護又は共 用型指定認知症対応型通所介護の利用 者。次条において同じ。）の数を合計した 数について、第７３条又は指定地域密着 型サービス基準条例第１１２条、第 １３２条若しくは第１５４条若しくは指 定地域密着型サービスの事業の人員、設 備及び運営に関する基準（平成１８年厚 生労働省令第３４号）第１３１条の規定 を満たすために必要な数以上とする。
2 （略）	2 （略）

現 行	改 正 後
(利用定員等) 第10条 (略) 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項において同じ。）の運営（同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者) 第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること<u> </u>ができる。	(利用定員等) 第10条 (略) 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項において同じ。）の運営（同条第7項及び第73条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 (管理者) 第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職

現 行	改 正 後
2 (略) (運営規程) 第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(9) (略) — (10) (略) (勤務体制の確保等) 第29条 (略) 2 (略) 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 — —	<u>務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができる。</u> 2 (略) (運営規程) 第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(9) (略) <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) (略)</u> (勤務体制の確保等) 第29条 (略) 2 (略) 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u>

現 行	改 正 後
— (非常災害対策) 第 3 1 条 (略) — (衛生管理等) 第 3 2 条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> —	<u>(業務継続計画の策定等)</u> <u>第 2 9 条の 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</u> <u>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> (非常災害対策) 第 3 1 条 (略) <u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> (衛生管理等) 第 3 2 条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 <u>(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者</u>

現 行	改 正 後
— — (揭示) 第 3 3 条 (略) — (事故発生時の対応) 第 3 8 条 (略) —	<u>に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u> (揭示) 第 3 3 条 (略) <u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u> (事故発生時の対応) 第 3 8 条 (略) <u>(虐待の防止)</u> <u>第 3 8 条の 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する</u>

現 行	改 正 後
(地域との連携等) 第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2・3 （略） 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、本市が派遣する者<u>が</u>相談及び援助を行う事業<u>その他の本市が実施する事業</u>に協力するよう努めなければならない。 5 （略） 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)	<u>こと。</u> (4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> (地域との連携等) 第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会<u>（テレビ電話装置等を活用して行うこと（利用者又はその家族（以下この項及び第51条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得た場合に限る。）ができるものとする。）</u>（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2・3 （略） 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、本市が派遣する者<u>等</u>が相談及び援助を行う事業<u>等</u>に協力するよう努めなければならない。 5 （略） 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)

現 行			改 正 後		
第46条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。			第46条 (略) 2～5 (略) 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。		
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設__、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	(略)	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設</u> 、 <u>介護老人保健施設</u> 、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	(略)
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等の	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u> 、 <u>指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	(略)	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等の	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>	(略)

現 行			改 正 後		
いずれ かがあ る場合			いずれ かがあ る場合		
7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第182条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「<u>本体事業所</u>」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。 8～13 （略） （管理者） 第47条 （略） 2 （略） 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認			7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第182条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下<u>この章において</u>「<u>本体事業所</u>」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。 8～13 （略） （管理者） 第47条 （略） 2 （略） 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認		

現 行	改 正 後
知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第184条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第74条第2項</u>及び第75条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。 第4節 運営に関する基準 （心身の状況等の把握） 第51条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第46条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第69条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （運営規程） 第59条 指定介護予防小規模多機能型居	知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第184条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第74条第3項</u>及び第75条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。 第4節 運営に関する基準 （心身の状況等の把握） 第51条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第46条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第69条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うこと（利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得た場合に限る。）</u>ができるものとする。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （運営規程） 第59条 指定介護予防小規模多機能型居

現 行	改 正 後
宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) (略) — <u>(10)</u> (略) (準用) 第67条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、<u>第32条から第40条まで</u>（第38条第4項を除く。）及び第42条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第59条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者（第6条第1項又は第9条第1項の従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第29条第3項 <u>及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と</u>、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)	宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(9) (略) <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11)</u> (略) (準用) 第67条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、<u>第29条の2、第32条から第40条まで</u>（第38条第4項を除く。）及び第42条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第59条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者（第6条第1項又は第9条第1項の従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第29条第3項<u>及び第4項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と</u>、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)

現 行	改 正 後
第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第111条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第76条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く__。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。__	第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第111条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第76条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く__。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。<u>ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな</u>

現 行	改 正 後
2～4 (略) 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>共同生活住居</u>における他の職務に従事することができる。 6～8 (略) —	<u>対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</u> 2～4 (略) 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>における他の職務に従事することができる。 6～8 (略) 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。</u>以

現 行	改 正 後
9 (略) <u>10</u> 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項から<u>第9項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。 (管理者) 第74条 (略) — <u>2</u> (略) 第3節 設備に関する基準 第76条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>1又は2</u>とする。<u>ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u> 2～7 (略) (身体的拘束等の禁止)	<u>下同じ。</u>)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、規則で定める研修を修了している者を置くことができる。 <u>10</u> (略) <u>11</u> 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項から<u>第10項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。 (管理者) 第74条 (略) <u>2</u> 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、<u>サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</u> <u>3</u> (略) 第3節 設備に関する基準 第76条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>1以上3以下</u> (サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、<u>1又は2</u>)とする。— 2～7 (略) (身体的拘束等の禁止)

現 行	改 正 後
第 8 0 条 (略) 2 (略) 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会__を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) (略) (管理者による管理) 第 8 1 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス__の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (運営規程) 第 8 2 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) — (7) (略) (勤務体制の確保等) 第 8 3 条 (略) 2 (略) 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介	第 8 0 条 (略) 2 (略) 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) (略) (管理者による管理) 第 8 1 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス<u>(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)</u>の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。 (運営規程) 第 8 2 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) (略) (勤務体制の確保等) 第 8 3 条 (略) 2 (略) 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介

現 行	改 正 後
護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。―― ―― (準用) 第88条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、――第32条から第35条まで、第37条から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。)、第42条、第58条、第61条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第82条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者(第6条第1項又は第9条第1項の従業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、<u>第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型</u>	護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 <u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (準用) 第88条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、<u>第29条の2、</u>第32条から第35条まで、第37条から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。)、第42条、第58条、第61条及び第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第82条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者(第6条第1項又は第9条第1項の従業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、<u>第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中</u>

現 行	改 正 後
通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第58条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第61条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</u> 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針) 第89条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 — — 3～5 (略) (社会生活上の便宜の提供等) 第92条 (略) —	「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第58条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と<u>読み替えるものとする。</u> 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針) 第89条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれかの</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (1) <u>外部の者による評価</u> (2) <u>前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価</u> 3～5 (略) (社会生活上の便宜の提供等) 第92条 (略) 第7章 書面の作成等に関する特例 第93条 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、前3章の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるも</u>

現 行	改 正 後
第 7 章 本市の区域の外にある事業所の特例 第 9 3 条 (略)	の（第 1 5 条第 1 項（第 6 7 条及び第 8 8 条において準用する場合を含む。）及び第 7 8 条第 1 項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、前 3 章の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。 第 8 章 本市の区域の外にある事業所の特例 第 9 4 条 (略)

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（虐待の防止に関する経過措置）

- 2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、改正後の第 4 条第 3 項、第 2 8 条、第 3 8 条の 2（改正後の第 6 7 条及び第 8 8 条において準用する場合を含む。）、第 5 9 条及び第 8 2 条の規定の適用については、改正後の第 4 条第 3 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」

と、改正後の第 28 条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」

と、改正後の第 38 条の 2 中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、改正後の第 59 条及び第 82 条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と読み替えるものとする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 3 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 29 条第 3 項（改正後の第 67 条において準用する場合を含む。）及び第 83 条第 3 項の規定の適用については、改正後の第 29 条第 3 項及び第 83 条第 3 項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」と読み替えるものとする。

（業務継続計画の策定等に関する経過措置）

- 4 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 29 条の 2（改正後の第 67 条及び第 88 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第 29 条の 2 第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「行う」とあるのは「行うよう努める」と読み替えるものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置）

- 5 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 32 条第 2 項（改正後の第 67 条及び第 88 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」と読み替えるものとする。